

条件付き一般競争入札の実施

四季防災館リニューアル工事（実施設計・施工一括発注）について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 四季防災館リニューアル工事（実施設計・施工一括発注）
- (2) 工事箇所 富山市惣在寺地内
- (3) 発注工種 建築関係建設コンサルタント業務、一般建築工事
- (4) 工事等概要 実施設計、展示内装・造作工事、メカニカル装置製作、模型造形製作、映像音響ソフト製作、映像音響システム製作、グラフィック製作、展示備品購入、電気設備工事
- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (6) 予定価格 267, 940, 000 円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

本工事に限り、展示実施設計部分にあつては富山県委託業務低入札価格調査試行要領第 3 (2) 才を、展示工事部分にあつては富山県低入札価格調査等実施要領第 3 (2) を準用して、それぞれ算出し、これを合算したものを調査基準価格として設定する。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において当該要件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。既に入札書を提出しているときは、当該入札は無効とする。

- (1) 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律 第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県における令和 7 ・ 8 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一

式工事の等級がAの者として登載されていること。

- (3) 富山県における土木コンサルタント等の入札参加資格に係る名簿のうち建築関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- (4) 建築一式工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 建築一式工事について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、3箇月以上の継続的な雇用関係にある者を専任の監理技術者として配置できること。
- (6) 国又は地方自治体が発注し、平成27年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に元請として完成した、500㎡以上の防災センター等の防災教育・学習に係る展示施設、体験施設又は類似施設の展示設計業務及び展示工事の施工（契約金額税別1億円以上の施工実績に限る。）それぞれの実績を有すること。

この場合において、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

- (7) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 入札参加資格確認書（様式第2号）
 - ウ 2の(6)に掲げる条件を満たす設計及び工事（以下「同種工事等」という。）の実績（様式第3号の1）
 - エ 配置予定の技術者（様式第4号）

- (2) 上記の様式は、富山県ホームページ（下記URL）からダウンロードし、作成すること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

- (3) 提出期間及び場所

令和7年6月17日（火）から令和7年6月23日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに富山県危機管理局消防課消防係（以下「担当部署」という。）に必着すること。

- (4) 提出方法

持参し、又は書留郵便等発送の記録が残る方法により提出すること。

（担当部署の連絡先）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話(076)-444-3188

4 資料の提出

入札に参加を希望する者は、次に掲げる資料を提出すること。

- (1) 資料の内容

ア 同種工事等の施工実績（様式第3号の1）に記載されている実績を証明するもの（次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書類）

（ア）CORINSデータ又はTECRISデータ（詳細データが含まれる登録内容確認書）及び契約書の写し

（イ）富山県以外の機関が発注した設計業務及び工事にあつては、当該機関が発行する証明書（様式第3号の2）

（ウ）（ア）又は（イ）により難しい場合は、設計業務及び工事の施工が証明できる書類（契約書の写し等）、設計業務及び工事の完成が証明できる書類（完成検査結果通知書の写し等）及び当該設計業務及び工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類（特記仕様書等）

イ 配置予定の技術者（様式第4号）に記載されている配置予定の技術者の有

する資格を証明するもの

(2) 資料の提出期間等

ア 提出期間及び場所

令和 7 年 6 月 17 日（火）から令和 7 年 6 月 23 日（月）まで（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までに担当部署に必着すること。

イ 提出方法

持参し、又は書留郵便等発送の記録が残る方法により提出すること。

5 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を電子メールに添付することで、メールアドレス ashoboka@pref.toyama.lg.jp に送信すること。また、送信後には電話で受信されたことを確認すること。

ア 受付期間 令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 1 日（火）まで（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページ（下記 URL）に質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和 7 年 6 月 25 日（水）までに文書により通知する。

7 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の理由の説明の要求は、令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 6 月 30 日（月）（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うも

のとし、担当部署において受け付けるものとする。

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年7月3日（木）までに文書により行うものとする。

8 仕様書及び設計書等の配布及び質問等

- (1) 令和7年6月16日（月）から仕様書、設計書、基本設計図を富山県ホームページ（下記URL）にて掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

- (2) 仕様書及び設計書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を電子メールに添付することで、メールアドレスashoboka@pref.toyama.lg.jpに送信すること。また、送信後には電話で受信されたことを確認すること。

ア 受付期間 令和7年6月16日（月）から令和7年7月1日（火）（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (3) 仕様書及び設計書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、令和7年7月3日（木）までにその概要を富山県ホームページ（下記URL）に質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

9 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 入札期間 令和7年7月4日（金）から同月8日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 開札日時 令和7年7月9日（水）午前10時より

- (3) 開札場所 担当部署

10 入札の方法等

- (1) 入札は、紙入札により行うものとし、参加者は、担当部署に入札書を持参し、又は郵送（書留郵便）により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は1回とする。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。

(2) 入札参加者が担当部署に持参して入札を行う場合に当たっては、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に工事費内訳書を提出すること。

(3) 入札参加者が郵送する方法により入札を行う場合にあっては、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と記載し、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記した中封筒に所要の事項を明記し、記名押印した入札書を入れて封かんするとともに、工事費内訳書を別の中封筒に入れたうえで、書留郵便により担当部署あてに郵送すること。

(4) 工事費内訳書の様式は、富山県ホームページ(下記URL)からダウンロードし、作成すること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

(5) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

12 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得(予定価格事前公表試行工事)第10条の規定による。

14 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得(予定価格事前公表試行工事)第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

15 落札者の決定方法

入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、該当各号に定める者を落札者とする。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、その入札をした者に対し、別に定めるところにより調査を行い、落札者を決定するものとする。

ア この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、調査を受けた者とする。

イ この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

なお、この調査において、その対象者は、期日までに調査に係る意向申出書及び発注者の求める調査資料を提出しなければならない。

16 配置予定技術者の確認

(1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。

(2) 主任（監理）技術者の専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の雇用関係にあるか否かの確認を行う。

(3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

17 その他

(1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。

(2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

- (3) 提出された申請書等は当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、5の公告に関する質問等及び8の仕様書及び設計書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、担当部署に問い合わせること。